

**緊急雇用創出事業基金事業 「農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設実態調査」  
業務委託先募集要項**

**1 業務の目的**

- 県内の農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設については、2年ごとに現況調査を実施し、最新の情報を農林水産部のWEBページに掲載しているが、地図情報や画像情報がないため、使い勝手のよいマップ情報の提供に関する要望が寄せられている。
- 今回、これらの施設に対して現地調査を実施し、調査結果に基づき、地図情報や施設の写真等の詳細な情報を盛り込んだデータを作成する。  
なお、作成したデータは、委託者が、愛知県総合型地理情報システム（以下、マップあいち）で、県民の方々に情報発信し、当該施設の来場者の増加につなげることにより、農林水産業の振興を図る。
- 本業務は、緊急雇用創出事業基金事業として、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出、提供することを目的としている。

**2 業務の内容**

受託者は、本業務について、次に示す業務を行う。

(1) 県内農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設の現地調査

ア 対象施設

産地直売所（約300件）、ふれあい体験施設（約100件）

なお、対象施設については、委託者が事前に施設情報一覧表（エクセル形式）を提供しする。

イ 現地調査

委託者から提供を受けた施設情報を確認する。

また、施設運営者及び来場者に当該施設についてのヒアリングを行う。

ウ 施設の写真撮影

施設の外観及びPRとなるような風景（様子）の写真撮影の実施。

(2) 収集データの編集等

委託者から提供を受けた施設情報一覧表を以下の作業により修正・追加・加工を行う。

ア 施設情報の修正

委託者から提供を受けた施設情報に誤りがある場合、エクセルデータを修正する。

イ ヒアリング結果の追加

ヒアリングした内容をエクセルデータに追加する。なお、取材内容のうち、データとして追加する情報の内容は委託者と調整する。

ウ 写真情報の追加

撮影した写真のうち、2枚(施設外観、PRとなるような風景(様子))を選定する。

また、写真のデータサイズを調整し(データサイズ:おおむね500KB/枚)、整理番号をエクセルデータに記載するとともに、写真は別ファイルに整理する。

エ エクセルデータの加工

(2)のア～ウにより修正・追加したデータを委託者が「マップあいち」で公開するために利用可能となるようにデータを加工する。

なお、エクセルデータの加工については、別に定める「産地直売所・ふれあい体験施設マップあいち作成マニュアル」による。

### (3) 農林水産部WEBページのバナーの作成

農林水産部のWEBページで「マップあいち」へとリンクするためのバナーを作成する。

なお、バナーの題名は「農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設」とし、画像サイズは、185×45ピクセルとする。

### (4) 報告書の作成

業務完了後は、以下により報告するものとする。

ア 当該委託業務の成果を記載した完了報告書(別記様式1)

イ 雇用・就業の実績報告書(別記様式2)

ウ ヒアリング収集した内容の全てを一覧表にまとめたもの。

エ データ(修正・追加・加工した施設情報一覧、写真ファイル、作成バナー、(4)のウを含む)をCD-ROM等の記憶媒体に収録したもの。

## 3 納入物品、納入期限、納入場所

### (1) 納入物品

納入する物品は次のとおりとする

ア 完了報告書及び実績報告書 各1部

イ ヒアリング収集一覧表 1部

ウ 2の(4)エ 1部

### (2) 納入期限

平成22年3月5日(金)までに納入すること。

なお、納入に当たっては、監督員と事前にその内容について十分調整を図ること。

### (3) 納入場所

愛知県農林水産部農林政策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

## 4 事業実施の要件

本事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行うため、「緊急雇用創出事業実施要領」に規定する要件を遵守するほか、県が定める要件に基づいて実施するものとする。

主な要件については、以下のとおり。

(1) 緊急雇用創出事業実施要領に規定する要件

- ア 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であり、かつ、事業に従事する全労働者に占める新規雇用する失業者の数の割合が概ね3/4以上であること。
- イ 新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。
- ウ 新規雇用する失業者の雇用・就業期間は6か月未満とし、更新は行わないこと。また、就業期間中は、月に10日以上就業させること。
- エ 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。  
なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務履歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によること。  
※「失業者」とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者のことをいう。派遣労働者は、失業者にはあたらないが、登録型派遣労働者であって、常用雇用に向けて仕事を探していることを常態とする場合は、失業者に該当する。
- オ 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- カ 委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。なお、50万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。
- キ 委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む）との併給はできないものとする。

(2) 県が定める要件

- ア 新規雇用する失業者については、極力、県内の失業者とすること。また、新規雇用者は3人以上とすること。
- イ 委託事業の経理を明確にするため、受託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ウ 委託事業の再委託は原則として不可とするが、事業の遂行上、県が必要と認める場合は可能であること。
- エ 契約時に雇用予定者数、募集方法等について報告すること。また、必要に応じて雇用状況等の調査を行う場合には協力すること。

## 5 応募資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人（独立行政法人、事業協同組合など）
- (2) 業務を円滑に推進するため、愛知県内に主たる事業所を持つものであること。

- (3) 農林水産業の振興に理解があり、今回の調査業務の経験を活かして、今後、都市農村交流等を推進するための何らかの計画をもっていること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

## 6 募集期間

平成21年10月23日(金)から平成21年11月17日(火)まで

## 7 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額  
4,646千円以内(消費税及び地方消費税込み)
- (3) 契約保証金  
愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。  
(あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額免除する。)
- (4) 契約期間  
契約締結日から平成22年3月5日(金)までとする。
- (5) 経費支出基準  
(人件費)  
委託先事業所の既存の従業者、新規雇用者に支払われる人件費で、対象経費は以下のとおり。(事業者の諸規定に基づき支払うものとする。)
  - ア 給与等  
本業務に従事する委託先事業所の既存の従業者及び新規雇用者に支払われる給与や賃金、人材派遣会社に支払われる登録型派遣労働者に係る派遣料金に0.7を乗じた額
  - イ 通勤手当  
本業務に従事する既存の従業者及び新規雇用者に支払われる通勤手当
  - ウ 法定福利厚生費  
本業務に従事する既存の従業者、新規雇用者の法定福利厚生費(雇用保険料、労災保険料、健康保険料、厚生年金料、介護保険料)の事業主負担分

エ その他

本業務の実施に必要な人件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

オ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(物件費)

本業務の実施に必要な物件費。但し、事業を実施する場合に必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。なお、50万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。

ア 旅費

業務の実施に必要な交通費（レンタカー、電車代、タクシー代等）

イ 報告書作成費

成果物の作成に要する経費（現場撮影用のデジタルカメラ、データの編集用パソコンレンタル代、印刷物の作成に要する経費等）

ウ 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

エ 消耗品費

事業に必要な消耗品費

オ 派遣料金

人材派遣会社に支払われる登録型派遣労働者に係る派遣料金に0.3を乗じた額

カ 再受託費

一部の業務を県の承認を得た上で再委託する場合の経費

キ その他

その他、業務の実施に必要な諸雑費

ク 事務雑費

上記に掲げた経費を除く、事務に要する経費

ケ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(6) 委託費の支払条件

原則、精算払いとしますが、必要に応じて概算払いを認めることとします。

8 その他

(1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めないこととする。

(2) 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

(3) 受託者は、受託業務の実施にあたり、委託者と十分な打ち合わせをおこなうとともに、作業の進捗状況を適時、委託者に報告すること。

(4) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本要項の解釈に疑義が生じた事項及び要項に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わな

ければならない。

- (5) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (7) 県職員は、随時委託事業の業務に立ち会うことができるものとする。
- (8) 採用された企画の著作権は、県に帰属するものとする。
- (9) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

## 9 応募方法等

### (1) 説明会の開催

当業務の受託を希望される方は、下記のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください（出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください）。

#### ア 開催日時

平成21年10月28日（水） 午後1時30分から午後3時まで

#### イ 開催場所

愛知県三の丸庁舎 地下1階 B105会議室

住所 名古屋市中区三の丸2-6-1

電話 052-961-7211（代表）

#### ウ 参加申込み方法

参加申込みは下記により電子メールにてお願いします。

- タイトルは「農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設実態調査 公募説明会の参加について」とし、本文中に以下の情報を記載して、

<nourin@pref.aichi.lg.jp>宛に電子メールをお送りください。

- ・ 貴社名、所属
- ・ 参加者氏名
- ・ 連絡先（電話番号、メールアドレス）

※ 電子メールの送信後、念のため下記問い合わせ先に確認の連絡をお願いします。

（問い合わせ先）

愛知県農林水産部農林政策課

企画グループ 丸山

052-954-6395（ダイヤルイン）

### (2) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書を提出してください。

#### ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式1もしくは様式1の内容を満たす任意様式）

……7部（正1部、副6部）

※提案者の概要、事業実施体制、事業実施方法及び事業費の積算を含む。

(イ) 会社実績表……7部(正1部、副6部)

これまでの調査・取材・PR用コンテンツ等並びに都市農村交流等に関する類似業務の実績をまとめたもの

(ウ) 添付資料……各7部(正1部、副6部)

- 定款
- 会社パンフレット
- 決算報告書(直近2か年)
- 諸規定(委託費対象経費の積算基礎となるもの)
- 過去に作成した類似事業の主なパンフレット類 など

イ 提出期限

平成21年11月17日(火)午後5時(必着)

※この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができません。

ウ 提出方法

持参もしくは郵送にて提出してください。

(3) 企画提案書類作成上の注意

ア 提出書類は、A4版(上記(2)ア(ア)については概ね15ページ程度まで)で記載してください。また、必要に応じて、絵、図を用いて分かりやすく記載してください。

イ 企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。

ウ 企画提案は1事業者1案とします。

エ 提出書類は返却しません。

(4) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林水産部農林政策課 企画グループ

担当 丸山

電話 052-954-6395(ダイヤルイン)

FAX 052-954-6928

(5) 応募に関する問い合わせ先

問合せは電子メールでお願いします。

電子メール [nourin@pref.aichi.lg.jp](mailto:nourin@pref.aichi.lg.jp) (タイトルを「『農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設実態調査』事業に係る問い合わせ」としてください。)

※なお、問い合わせへの回答については、農林政策課のホームページに記載いたしますので、適宜ご覧ください

**10 選定事業者数** 1社

**11 提案の審査・選定等**

(1) 審査方法

ア 書面審査

提出された企画提案書について、県職員による書面審査を行います。

イ 審査委員会による審査

書面審査により選定された企画提案書（3～5社程度）について、プレゼンテーションを行い、県が設置する審査委員会において審査を行い選定します。

プレゼンテーションの日程につきましては、別途連絡いたします。（プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とします。）

審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととします。

(2) 審査基準

審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行います。また、今回の業務により得た結果やネットワークをどのように活用していくかについても審査の対象とします。

ア 調査実施体制等について

(ア) 雇用の創出効果

(イ) 組織体制や設置体制

イ 調査実施方法等について

(ア) 本調査に取り組む基本方針

(イ) 調査実施方法等

○現地調査方法及びヒアリング取材方法

○バナー作成

ウ 見積経費について

見積金額

エ 調査結果やネットワークを活用した都市農村交流等の推進方法

今後の取組内容

(3) 決定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が採択提案を決定します。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

(5) 契約

審査委員会において採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約します。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

## 12 スケジュール（予定）

平成21年10月28日 企画提案募集説明会の開催

平成21年11月17日 企画提案書の提出期限

平成21年11月下旬 書面審査  
平成21年11月下旬 選考者によるプレゼンテーション、審査委員会による審査  
平成21年12月上旬 委託先の決定、契約  
平成22年3月上旬 納品、実績報告書の提出